

## 平成17年度 第12回 教育研究審議会議事要録

日 時 平成17年8月30日(火) 15:30～16:30

場 所 北方キャンパス本館 E701 会議室

出席者 <委員> 矢田学長、棚次副学長、国武副学長、羽田野事務局長、乗口外国語学部長、近藤文学部長、齋藤経済学部長、小野法学部長、高橋国際環境工学部長、赤塚学生部長、迎全学教務主事、山崎(克)産業社会研究所長、山崎(勇)国際教育交流センター所長

### 配布資料

- 1-1 共通教育センター、専門職大学院設置に関する基本方針(案)
- 1-2-1 経済学部意見書、1-2-2 文学部意見書、1-2-3 法学部意見書
- 1-2-4 国際環境工学部意見書
- 2-1 北九州市立大学基盤教育センター設置準備委員会要綱(案)
- 2-2 北九州市立大学ビジネススクール設置準備委員会要綱(案)
- 2-3 北九州市立大学教員の採用及び昇任に関する資格選考規程
- 2-4 北九州市立大学教員の採用及び昇任に関する資格選考規程運用内規(抄)

(冒頭で第11回教育研究審議会議事録(案)について確認)

### 第1号 共通教育センター、専門職大学院設置に関する基本方針(案)について

\*「共通教育センター、専門職大学院設置に関する基本方針(案)」に対する意見について各学部長から報告。

#### [外国語学部]

- ・8月31日の常任委員会及び教授会で最終的に確認するが、基本方針(案)についておおむね賛成である。

#### [経済学部]

- ・基本方針(案)について賛成である。

#### [文学部]

- ・基本方針(案)について賛成であるが、全学的な説明会の開催を要望する。

#### [法学部]

- ・共通教育センターについては、設置に際して語学教師の処遇を検討すべきとの意見があったほか、特に異論はなかった。
- ・専門職大学院については、意見書指摘の通り、主に以下の理由から平成19年度を目途としたロースクールの設置を見送ることについて反対である。
  - ①学長ヒアリングにおける執行部の対応
  - ②いかなる情報に基づいてどういう判断をしたのか説明がない
  - ③ロースクール不設置による大学全体の発展可能性の阻害
  - ④学長「基本方針(案)」に対する疑問点・問題点

[国際環境工学部]

- ・基本方針（案）を支持する。

\*各学部からの意見に対する考え方を学長から次のとおり説明。

[文学部の意見に対して]

- ・全学的な説明会については、教育研究審議会の場で不明な点を説明することにより対応したい。

[法学部の意見に対して]

- ・基本方針の検討にあたっては、得られた情報を共有しながら議論すべきであった。この点は適切でなかったと思っている。
- ・定員割れについて全国的な適正配置の観点及び北部九州東部における設置の意義を踏まえるべきという意見は理解できる。また、法学部を有する公立大学でロースクールを設置していないのは本学のみであること、設置により法学部受験生・法学部教員の夢を実現できるとの指摘も尤もであると考え。また、地域に貢献する公立大学として収支一点だけで結論を出しているわけではない。
- ・設置を見送るという結論を出すにあたって重視したのは次の2点である。
  - ①分科会が報告する新司法試験の合格率4割という目標について、実現可能性に確信が持てない。
  - ②新司法試験の不合格者の行き先が不透明。仮に新司法試験制度自体に問題があるとしても、ロースクールを設置し学生を受け入れる大学の責任は避けられない。後発組としては、特にこの点を考慮しなければならず、多数の学生の修了後の展望が見込めない教育組織を立ち上げることはできない。
- ・以上の考えからロースクールについては、平成18年度及び19年度に明らかになる新司法試験の合格結果やそれを受けた先行ロースクールの志願者状況、経営の見直しの動きなどを見極め、改めて設置について検討したい。

- ロースクールの設置について、新司法試験に不合格となった学生をフォローできる仕組みが整えば、再検討もありうるのか。
- 全国的にもそのような仕組みができ、学生の将来展望について確信がもてる状況になれば考えたい。

【議長】「共通教育センター、専門職大学院設置に関する基本方針（案）」に加えて各学部から提出された意見を添付し、これを教育研究審議会の意見として経営審議会の審議に付することとしてよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第2号 基盤教育センター設置準備委員会要綱（案）及びビジネススクール設置準備委員会要綱（案）について

\*資料2-1, 2-2のとおり基盤教育センター及びビジネススクールの両組織に関する設置準備委員会要綱（案）を提案。

\*また、両組織に係る教員の採用、配置に関しては、最終的には教育研究審議会で審議するが、各設置準備委員会が検討、立案することを説明。

●委員の任期は1年となっているが、今から各設置準備委員会が設置されると、年度にまたがった任期となるのか。

○任期について年月日を明記するよう第4条の規定を修正したい。

【議長】上記の修正のうえ、基盤教育センター設置準備委員会要綱（案）及びビジネススクール設置準備委員会要綱（案）について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

報告

次回の審議会を9月6日（火）に開催する予定である旨、事務局から説明があった。